

愛知乳がん検診研究会会則

第1条 名称

この研究会は、愛知乳がん検診研究会（英文名 The Society of Breast Cancer Screening in Aichi Prefecture）（以下「本会」という）と称する。

第2条 事務所

本会は、事務所を名古屋市中区丸の内2丁目12番26号丸の内セントラルビル4Fに置く。

第3条 目的

本会は、マンモグラフィおよび超音波等による画像を用いた乳がん検診の精度向上をはかることを目的とする。併せて乳がん検診の精度管理および乳腺疾患診療の情報交換を行い、会員の知識の向上を図るものとする。

第4条 事業

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 画像による乳がん検診に関するセミナーの開催
- 二 画像による乳がん検診の精度管理に関する事業
- 三 乳がん検診の啓蒙や検診受診率の向上のための情報発信に関する事業
- 四 その他目的を達成するために必要な事業

第5条 会員

本会の会員は、次のとおりとする。

- 一 会員の資格は、本会の目的に賛同した画像による乳がん検診の精度管理に関心をもつ医師ならびに医療従事者とする。
- 二 会員は個人会員とする。
- 三 賛助会員をおくことができる。賛助会員は本会の目的、事業に賛同し、世話人会で認められた個人もしくは法人とし、運営に関して意見を述べることができる。

第6条 入会

本会に入会を希望するものは世話人会での承認を必要とする。

第7条 会費

会員は、内規に定める会費を納入しなければならない
既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第8条 退会

会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 一 退会したとき。
- 二 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき。
- 三 その他、会員として不適と認められたもの

第9条 役員

本会に次の役員を置く。

- 一 世話人若干名
- 二 代表世話人
- 三 会計
- 四 監事 1名

第10条 役員を選任

役員を選任、変更は世話人会の議を経て行う。

第11条 役員職務

- 一 代表世話人は、本会の業務を総理し、本会を代表する。
- 二 世話人は人事（代表世話人、世話人、事務局、会計、監事）、会則の変更、その他代表世話人が必要と認めたことを審議し本事業の企画立案をする。
- 三 会計は財務に関する予算、収支報告を統括する。
- 四 監事は会の財務を監査し、代表世話人および役員会に報告する。

第12条 役員任期

- 一 役員任期は、役員が選出された世話人会から2年後の世話人会までとする。
- 二 役員は、再任を妨げない。

第13条 会議

- 一 世話人会は、毎年1回以上代表世話人が招集する。
- 二 世話人会の議長は、代表世話人が務める。
- 三 世話人会の議決は、出席世話人の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 四 世話人会の議事録は、代表世話人が作成し、これを保存する。

第14条 資産および会計

本会の資産は、次のとおりとする。

- 一 会費
- 二 事業に伴う収入
- 三 寄付金品
- 四 その他の収入

第15条 資産の管理

本会の資産の管理は、会計が行う。

- 一 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 二 本会の収支決算は、代表世話人が作成し、監事の意見を付し、世話人会の承認を受けなければならない。

第16条 会則の変更

本会則の変更には世話人会において、その出席世話人の過半数以上の同意を必要とする。

第17条 解散

本会の解散は、世話人会の4分の3以上の議決を経ることを必要とする。

第18条 残余財産の処分

本会の解散に伴う残余財産は、世話人会の4分の3以上の議決を経て、本会の目的に類似の目的を有する公益法人その他の団体に寄付するものとする。

第19条 書類および帳簿の備付等

本会の代表世話人は、次の書類を備えなければならない。

- 一 本会会則
- 二 会員の名簿
- 三 収支に関する帳簿および証拠書類
- 四 世話人会の議事に関する書類
- 五 本会が行う学術集会に関する資料
- 六 その他必要な書類および帳簿

附則

- 1 この会則は平成14年5月1日より施行する。
- 2 年会費は個人会員1,000円、賛助会員20,000円とする。
- 3 本会則は平成14年10月1日に一部改正した。
- 4 本会則は平成14年10月10日に一部改正した。
- 5 本会則は平成16年3月30日に一部改正した。
- 6 本会則は平成17年5月24日に一部改正した。
- 7 本会則は平成23年5月25日に一部改正した。
- 8 本会則は平成25年5月22日に一部改正した。

発足時役員

代表世話人：国立名古屋病院 放射線科	遠藤登喜子
世話人：中日病院	森田 孝子
愛知県がんセンター	岩瀬 拓士
名古屋大学第1外科	丹羽 多恵
国立名古屋病院	加納 裕士
会計：国立名古屋病院	戸田 和子
監事：財団法人名古屋公衆医学研究所	黒石 哲生
顧問：愛知県がんセンター名誉総長	青木 国雄
愛知県がんセンター名誉院長	森田 皓三

平成25年5月22日以降の役員

代表世話人：名古屋医療センター 乳腺科	森田 孝子
世話人：豊田厚生病院外科	丹羽 多恵
セントメディカルアソシエイツ	加納 裕士
名古屋医療センター 放射線科	大岩 幹直
岐阜社会保険病院	梅田江里子
セントメディカルアソシエイツ	広藤 喜章
三重中央医療センター	服部 照香
岐阜医療科学大学	篠原 範充
オリエンタルクリニック	西川美紀子
中日病院	山田 真矢
マリンクリニック	須田 波子
会計：名古屋医療センター	江崎 織恵
監事：	黒石 哲生
顧問：愛知県がんセンター名誉総長	青木 国雄
愛知県がんセンター名誉院長	森田 皓三
名古屋医療センター 放射線科	遠藤登喜子